

国民健康保険料の二重徴収について（報告）

1 経過

本年度分の国民健康保険料について、1期（7月）から3期（9月）までの間に口座振替で納付いただいていた世帯のうち、公的年金からの天引きの対象とされた世帯については、すでに10月15日に公的年金から天引きを行っており、4期（10月）からは口座振替を行わないこととしていたが、口座振替対象世帯の口座振替データを作成する際、年金からの天引き（特別徴収）制度の実施に伴うプログラム改修が行われていなかったことから、除かれるべき特別徴収対象世帯を含めて振替対象世帯とした口座振替データを作成したため、年金天引き額と同額を誤って10月31日に預金口座から振替を行った。

特別徴収対象世帯

世帯内の国民健康保険の加入者が世帯主も含めて全員、65歳から74歳までだけの世帯の方で、公的年金から天引きができる世帯

2 該当世帯件数

10月31日に誤って金融機関に口座振替を依頼した世帯数

2,354件

金額 42,167,800円

(1,800円～54,100円)

対象世帯のうち口座出来なかった世帯数

47件

口座振替を行った世帯数

2,307件

41,235,100円

3 該当世帯に対する対応

島根銀行、農協、中国銀行、信漁連については、金融機関と調整の結果、10月31日に振替の取消を行なった。

上記以外の金融機関については、ゆうちょ銀行は11月2日、山陰合同銀行、鳥取銀行、米子信用金庫、中国労働金庫は11月4日にならなければ口座振替不能者の把握ができなかったことから、該当者への振込みをゆうちょ銀行は11月4日、5日、その他の金融機関は11月6日に行った。

同日の10月31日に取消及び再振込みが完了

304件
5,652,400円

11月4日、5日でゆうちょ銀行の振込み完了

353件
5,894,400円

11月6日に振込み完了

1,650件
29,688,300円

お詫び状の送付	11月2日	ゆうちょ銀行振替者
	11月4日	ゆうちょ銀行以外の金融機関振替者

3 プログラム改修等今後の対応

- (1) 国民健康保険料二重徴収により残高不足となり、市税等振替が不能となる可能性の検証を行った。

10月31日引き落とし対象の市税等

市民税、介護保険料、保育料、後期高齢者保険料、なかよし学級利用料について突合を行い該当者なし。

11月13日現在、国保の二重徴収に伴い、該当者の方からその他のものが振替不能になったとの連絡はない。

- (2) 今回の原因となったプログラムの改修を行う。

「普通徴収」「特別徴収」の判定後、「普通徴収」対象者の抽出を行い、その中から口座振替対象者を抽出するプログラムに改修中であり、

11月の口座振替及び12月の年金天引きと重なる口座振替に当たり、誤りなく口座振替が依頼できるか本番データの検証を行う。

- (3) 電算担当者研修

情報政策課において、全庁的に各業務システムを導入している主管課の電算担当者に対し、制度改正等により電算システムの改修を行う際に必要な知識を習得する研修を継続して実施する。

- (4) 再発防止策

鳥取県情報センター、情報政策課と連携をとり、作業手順及び作業内容の見直し、作業結果のドキュメント化の徹底を行う。